

令和3年度第3回静岡県障害者施策推進協議会
令和3年度第2回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和4年3月28日（月）

障害者働く幸せ創出センター会議室

午後1時30分開会

○増田障害者政策課課長代理 定刻の1時半になりましたので、これから始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから令和3年度第3回静岡県障害者施策推進協議会及び第2回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

私は、本日の司会を進行させていただきます障害者政策課の増田と申します。よろしくお願いたします。

本日の協議会は公開で開催をしております。傍聴を希望される方がおりましたら、定員5名まで入室が可能となっておりますので、ご承知いただきたいと思います。

また、協議会終了後、議事録を県障害者政策課のホームページに掲載させていただきますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、協議会の開会に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の増田より、ご挨拶を申し上げます。

○増田障害者支援局長 皆さんこんにちは。静岡県障害者支援局長の増田でございます。本日は、年度末のお忙しい中、第3回の障害者施策推進協議会及び第2回障害者差別解消支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、まん延防止等重点措置は解除されたものの、新規感染者数は依然として高止まりの傾向にある中、皆様には、医療、福祉、教育など、それぞれのお立場で感染拡大防止や早期のクラスター収束に向けたご尽力をいた

だいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

さて、月日が流れるのは非常に早いもので、今年度も今週で終わりになります。週末には静岡まつりも開催されるところでございます。今年は大御所花見行列なども行なわれるようございまして、ウィズコロナの時代の新しい静岡まつりと、大変楽しみにしているところでもございます。

委員の皆さんには、この1年間、ふじのくに障害者しあわせプラン、第5次障害者計画策定のためのご協議をいただきまいりました。本日は、改正障害者差別解消法でありますとか医療的ケア児等支援法などについても反映され、そしてパブリックコメントを経ました計画案についてご協議をいただきまして、最終案としてご承認をいただければと考えております。よろしく申し上げます。

このほか、本日は、来年度の障害者支援局の施策の概要、ふじのくに障害者しあわせプランのうちの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況の報告、さらには障害者差別解消条例の改正に向けた取組などについても報告をすることとなっております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には、様々な視点から忌憚のないご意見、ご提案などをいただければ幸いです。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田障害者政策課課長代理 本日は、Web参加の方を含めまして全部で12名の委員の方々に出席をいただいております。静岡県障害者施策推進協議会条例の第4条第2項及び障害者差別解消条例の施行規則第5条第2項に定める会議の開催要件、これは委員の過半数の出席になっておりますけれども、これを満たしておりますので、このことをご報告させていただきます。

なお、岩瀬委員と小倉委員、西尾委員、松永委員、三輪委員、あとは山本委員に関しましてはWebで参加をいただいております。

あと、加藤委員、紅林委員、篠原委員、立花委員、三浦委員は欠席ということで伺っておりますので、ご承知おきください。

そのほか、幹事、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表を見ていただきまして、こちらのほうで紹介に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入りますけれども、以降の議事進行につきましては増田会長よりお願いしたいと思います。

なお、発言される方は、挙手をしていただいておりますので、名乗っていただいた後、なるべ

くゆっくりと、はっきりと話していただくようお願いいたします。それと、Webで参加される方は、普段はミュートにしておいていただきまして、発言をされるときにミュートを解除していただいて発言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは増田会長、お願いいたします。

○増田会長 こんにちは。座ったままでお話をさせていただきます。会の進行に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

事前にパブリックコメントをつぶさに読ませていただきました。すると、印象でしかないんですけれども、私たちは障害者のための施策を考えているのか、障害のある市民のための施策を考えているのか。同じようで、実は私たちとまなざしは随分違うのではないかなという印象を持っています。

先般、「静岡フォーラム」という会合がございまして、厚労省の専門官が、厚労省の今後の施策について説明していく中に「就労アセスメント」という言葉が飛び出しました。改めて「就労アセスメントが必要だ」としても、既に現場ではアセスメントは行なわれていますけれども、「働かせ方支援」のために、どのように障害のある方々をアセスメントするかということであれば、これは私としては少し首をかしげざるを得ない。働くための支援、働きたいという思いに寄り添う支援。通常市民であれば、働くということの意味、意義については、もう既に語るまでもなく共通理解があると思います。でも、なぜか、障害のある方々についていえば、どうすればこの方々が就労を通して自立をしていくのかという、この辺の理念が、まだまだ私にはできていないのかなというのが、厚労省の専門官の説明を聞いたときの印象でした。障害があるということ。これは、様々な暮らしにくさ、生きにくさですけれども、そうした思いを受け止めながら、市民としてどのように環境を整え、支援を組み立てて、当たり前前に暮らせるようにしていくのか。このあたりを、本日は皆様方にご協議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

協議題が1件、報告が3件ですけれども、どれも資料を読みますと、中身の濃い、大切な項目が上がっております。ぜひとも皆様方に忌憚のないご意見をいただいて、なお一層県の障害者施策が充実してまいりますようによろしくをお願いいたします。

本日は、もう1つ、合同開催として、差別解消支援協議会も引き続いて行なわれてまいります。この点についても、解消条例、あるいは差別解消ということが、今後どうい

うふうに本県において取り組まれるべき課題となるか、ご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

前置きが長くなってはいけませんので、早速議事を進めてまいります。

では、まず協議事項「第5次静岡県障害者計画（案）について」。事務局から、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋障害者政策課長 障害者政策課の高橋です。私のほうから、障害者計画の概要について、まずご説明します。資料のほうは、資料1、A3判になります。

資料の説明に入る前ですが、障害者計画の策定につきましては、前回の協議会、11月26日に開催いたしました。その際、計画の素案についてご審議をいただきました。その後、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、合計36件のご意見をいただき、可能な限り計画に反映したところでございます。今回は計画の最終案として取りまとめておりますので、委員の皆様にも、ご審議をいただきたいと思っております。なお、パブリックコメントの結果については、後ほど併せてご説明を申し上げます。

それでは、資料1をご覧ください。

改めてになりますけれども、第5次障害者計画のポイントについてご説明いたします。

まず、左上の1、「計画の概要」についてです。

基本目標につきましては、これまでと同様に「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」とし、引き続きこの目標の実現を掲げてまいります。

計画期間につきましては、県の総合計画に合わせまして令和4年から令和7年の4年間としております。

次に、右側の2、「重点施策」についてです。

次期計画では、社会情勢の変化や新しい課題に対応するため、4つの項目を重点施策として位置づけております。

重点①といたしまして、障害者差別解消法の改正に伴いまして義務化されます、民間事業者による合理的配慮の提供促進。重点②といたしまして、親亡き後も地域生活を継続するための仕組みづくり。重点③といたしまして、新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実。そして重点④といたしまして、医療的ケア児等に対する支援の充実でございます。なお、この4つ目の医療的ケア児に対する支援の充実につきましては、パブリックコメントのご意見を踏まえ、今回新たに4つ目の重点施策として追加をしております。

次に、左下、3の「計画改定のポイント」をご覧ください。

(1)の「柱の追加・修正」といたしまして、資料では現行計画と次期計画の骨子を比較してございますけれども、次期計画では、先ほどの重点施策を踏まえて柱の追加・修正をしております。

また、真ん中になりますが、(2)の「主な取組の追加」につきましては、障害者団体の皆様からのご意見、あるいはパブリックコメントで寄せられたご意見について計画に反映してございます。具体的には、一番上の枠の中にあります「障害に対する理解」においては、当事者と協働した障害理解の啓発活動などを新たに記載しております。

その下の枠組みになりますが、「地域での生活支援」と記載がありますけれども、その下になりますが、「相談支援従事者等によるサービスの質の向上」などを新たに追加いたしました。

一番下の枠になりますけれども、「医療的ケア児等への支援」の項目においては、「医療的ケア児コーディネーターの配置」を新たに計画へ反映したところでございます。

次に、右の(3)の「主な数値目標の設定」についてですが、資料に記載してございます数値目標は計画全体の中の一部を記載してございますけれども、重点施策に関連するものについては新たな指標として追加をしております。なお、この数値目標につきましては、現在策定中の次期の静岡県総合計画と整合性を取って設定をしているところでございます。

次に、2ページになります。資料2をご覧ください。

こちらのほうの資料は、先ほどご説明した、本計画に係るパブリックコメントの実施結果についてまとめたものでございます。先ほどご説明したとおり、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、13者・団体から36件のご意見をいただいております。

3に「意見区分等」ということで内訳を表にしております。

「A」のご意見を踏まえまして計画に反映したものが11件。「B」の今後、障害者福祉を推進する上で参考とするものが16件。「C」の意見等の内容が既に計画に記載済みのものが5件。「D」の対応の困難なものはありませんが、「E」のその他（感想や質問等）に関するものが4件ということになっております。

このうち、「A」の計画案に反映したもののうち、主なものについて少しご説明いたします。なお、合わせて配付しております計画案の冊子には、この「A」のご意見を反

映した部分については、該当するところに下線を引いておりますので、またご確認をいただければと思います。

それでは、資料2の3ページをご覧ください。

一番上、No.2ですが、「第5次障害者計画における重点施策」の項目におきまして、ご意見をいただいております。

意見の概要といたしましては、日中活動支援型グループホームの整備に関する記載内容の見直しと、強度行動障害などへの支援を追加するようご意見をいただいております。これにつきましては、右の欄に記載のとおり、ご意見を踏まえまして計画案を修正しております。

その下、3番についてですけれども、これは先ほど少し触れましたけれども、医療的ケア児に対する支援の充実について、新たに重点施策に位置づけるよう、ご意見をいただいております。これにつきましても、ご指摘のとおり早急に取り組むべき課題であるため、新たに4つ目の重点施策として位置づけております。

次に、その下、4番ですが、「啓発・広報の推進」の項目におきまして、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間の取組、さらにその下、5番のふじのくに福製品の一人一品運動を通じた啓発につきまして、こちらも本文へ記載するようご意見をいただいております。これにつきましても、ご意見を踏まえ、それぞれ右の欄にあるとおり本文に追記をしております。

次に、4ページをご覧ください。

上から2番目の8番についてですけれども、「情報保障の推進」の項目におきまして、「遠隔手話サービス」などの用語が統一されていないというご指摘を受けました。これについては、こちらの用語を「遠隔手話通訳」ということで統一しております。

また、10番ですが、学校における手話の普及に関する取組を計画に記載するよう、こちらもご意見をいただいております。これにつきましては、ご意見を踏まえまして、「学校における手話体験教室」を追記しております。

次に、1枚めくって5ページになります。

上から3つ目、14番になります。「相談支援従事者等の人材育成」の項目におきまして、県独自の資質を高める仕組み、あるいは工夫についてご意見をいただいております。これにつきましては、法定研修以外に本県で実施している専門別研修、あるいはスキルアップ研修などによりサービスの向上に努める旨を記載しております。

以上、追記したご意見のうち、主なものについてご説明いたしました。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○増田会長 ありがとうございます。

それでは、時間のない中ですが、資料1、資料2、資料のパブリックコメントも含めて、ご意見を賜りたいと思います。

まずは資料1ですが、重点項目の④に医療的ケア児等の支援が追加されて、4項目ほど次期計画の項目が記されております。障害者差別解消条例については、また後ほど話題にするとして、それ以外のところでご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

重点③の情報保障の推進という項目は、どちらかというと聴覚、視覚に関わる話題が多いのですが、全般に、当事者にとっての情報保障というのは、障害のある方々にとっても大変重要なテーマであろうと思います。間接的にしか情報が入らない。専門職のフィルターを通してしか情報は入りませんので、本当に必要な情報が生活の中で得られるかどうか。こんなところも大きな話題かなと思うんですが、まずは委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますが。

小倉様、いかがですか。この重点項目③のあたり、ご発言をいただけますか。

○小倉委員 聴覚障害者協会の小倉と申します。

いただいたこのA3の資料の中の(2)の「情報保障」につきまして遠隔通訳の利用と情報保障の充実。それは聾者にとっては非常にいいことだと思います。ここに入れていただいて、ありがたく思います。遠隔の手話通訳もきちっと使うような広報をお願いしたいと思います。

また、コロナだけではなく、災害時にもこの遠隔の手話通訳の制度が使えるようにお願いしたいです。災害時というのは、手話通訳をすぐ派遣することが困難です。ですから、これらの制度をきちっと広めるということも、もう1つ県にお願いしたいことです。コロナが収束した後でも、災害時とかその他の病気などについても使用できるという仕組みがあるといいと思います。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

もとより災害時というのは、当事者の方々にとって一番リスクの高い、情報があるかなしかなによって大きくリスクが変わりますので、大変重要かと思います。

重点項目の③のみならず、ほかの項目でも結構ですが、何かご発言がありますか。民間事業者による合理的配慮、このあたりはいかがでしょう。

松永様は、このあたりはいかがでしょう。新たに民間事業者による合理的配慮の義務化がなされたんですけれども、いかがでしょう。

○松永委員 経営者協会の松永です。

昨年度、新たな法律ができ、民間企業の合理的配慮が「努力義務」から「義務」になりました。非常に大きなことだと思います。3年以内に施行されるということです。資料にも、いろんな研修の制度、あるいは「民間事業者の会議に出向いて説明」という形がありますけれども、どの時期にどういう広報や施策をしたら一番効果的なのか。業種や規模によっても非常に違うと思いますので、その辺りをしっかりと計画立てて進めていくことが重要だと思います。

また、企業としましては、合理的配慮の講師というものを企業の中で見いだすことは非常に難しいので、ご支援もぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

整理をしていく与えられた期間の中で、それぞれがそれぞれの環境や状況の中で問題意識を持って取り組んでいく。そのことの計画性の大切さということをご指摘くださいました。

岩瀬様、いかがでしょう。この民間事業者による合理的な配慮についてご発言いただけますでしょうか。

○岩瀬委員 合理的配慮が民間事業者さんにも義務化されたということで、そういうことの周知を、十分に事業者さんのほうにさせていただきたいと思っております。

簡単に、以上ですが。

○増田会長 ありがとうございます。

パブリックコメントに対する県の事務局のご回答にもあるんですが、いま一度、事務局のほうから、この合理的配慮の提供促進についての見解を一言いただけたほうがいいのかと思うんですが。

○高橋障害者政策課長 ご意見ありがとうございます。障害者政策課です。

ご指摘のとおり、法律が昨年改正されまして、施行は3年後ということになっております。したがって、まだ施行には時間があると思いますけれども、あわせて県のほ

うも、後ほどご説明いたしますけど、条例改正ということも踏まえて準備を進めてきますが、やはり合理的配慮というものがよく理解されていないというところがあると思います。合理的配慮というものがどういうもので、実際的にどういう事例があるのか。どういった方法でやれば障害のある方の支援になるのか。そういったものを丁寧に説明していく必要があると思います。そういった視点で、まずは制度周知のため、県のほうから出かけて行って、また後ほどご説明しますが、出張の出前講座という形で、少し丁寧に回って、実際の事例も含めてご説明していきたいなというふうに考えております。

もう1点、先ほど経営者協会さんのほうからありました費用負担の部分につきましては、こちらについても、どの程度のものを整備していく必要があるかというのも含め、補助の助成についても皆様の意見を十分聞いて、また県としても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

では、もう1点、親亡き後の地域生活をどう考えるかというあたりなんですが、大石先生、いかがでしょう。

○大石委員 大石です。今、大人の方の相談も一部やらせてもらっているんですが、もう8050の、まさに障害者版といいますか、80代になった親御さんと強度行動障害に近い50代の息子さんとか、時々お会いすることがあるんです。なかなか親御さんも、まだ自分の子供の将来を見通せていないなと思える方も時々見受けられます。ですから、本当に親御さんたちが安心できるような、ショートステイとかも含めて、少しずつ子供さんの安心の拠点を見通せるような施策であってほしいなということを非常にこの頃感じる機会が多いです。ぜひこういう計画を前に進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。池谷様、いかがですか。

○池谷会長代理 毎回同じ話をしているもので、もういいかと思えますけれども、本当に介護度の高い、医療的ケアの必要な人たちも、やっぱり親御さんと離れて独立して暮らしたいという思いを持っている方もいるし、強度行動障害の知的プラス自閉症の障害を併せ持つ方が、地域で暮らすという思いを持っている方もいます。ただ、今の既存のグループホームで暮らすとなると、なかなか対応が難しいというのがありますので、これは私たちが加盟している日本知的障害者福祉協会からも厚労省のほうに「その辺、どう

していくんだ」というお願いをしていますので、県も併せて、今後そういう介護度の高い人たちの地域での暮らしをどうしていくんだということを、またいろんな関係者と合わせて検討していただければなと思っております。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

時間は押しておりますが、パブリックコメントの中で、もしお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

山本様、何か気になるところはございませんでしょうか。

○山本委員 県手をつなぐ育成会の山本です。お世話になっております。

先日、知的障害者相談委員の研修で、ちょっと関連する人じゃなかったのかもしれませんが、シンガーソングライターの水越けいこさんをお呼びして、お話をお聞きしました。その中で彼女が仰っていたのですが、「親亡き後のこともそうだけど、今、多くの親が高齢化していて、見ていきたくても見ていけない。でも、そばに置いておきたい。だから、今はまだ親亡き後を考えるまで行っていない。」

参加した親御さんたちからも「そこまでの考えが行かない」という声がありました。また、「できるものなら、親がグループホームに入っていて、同じ敷地の中に子供のグループホームもあり、間に何か喫茶店みたいなところが作られていてそこで親子交流ができ、子供を見守りながら、自分も老いていけたらいいなと思います。」とそんな話をしていた親御さんがいらっしゃいました。それは水越けいこさんも同じ思いだとおっしゃっていました。ただ、「そうしちゃうと、自分たちだけじゃなく、後から次々に入ってくる人たちもいるから、結局は出ていかなきゃいけないから、そこも難しい問題だよ」と、課題を残したまま、その研修会が終わりました。

これから迎える自分の老後を考えなければいけない今、「親亡き後」を考えなければいけないことは十分わかっているが、親が高齢となり、動けなくなった時に我が子をどう見ていけるか。今一番問題になっているような気がいたしました。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

三輪様、パブリックコメント全般の中で、何か気になるところがあれば、いかがでしょうか。

○三輪委員 作業所連合会の三輪と申します。お世話になります。

(2)の「主な取組の追加」の中で「地域での生活支援」といったときに、日中型のグループホームも含め、親も本人も先の見通しが見越せない、そこが一番今困っているのではないのかなと思っています。そ自分が老いたときに、また病気になったときに、どのように生活の基盤を支えていくのか見えにくい。また、意思決定支援では、本人の思いを誰が支えてどのように傾聴していくのか、傾聴して繋いでくれる場所がどこなのかといったところが、これからの8050問題の中で、とても大事なことで危惧するのかと改めて思っています。

最後に、今山本さんがおっしゃったように、家族からの意見で、これから入所の施設はできにくいと思います。ですが、日中型やグループホームを飛び越して、親が体の具合が悪くなった時や面倒が見れなくなったときに、先を見据えてた入所を希望したいという方が大変多くなってきています。そういった現状を、今後どのように地域で支えていくのか。また相談支援事業所がどのようにサポートしていくのか、資質向上はもちろんのことですが、大変難しい課題に今行き当たっているのかなと思っています。

○増田会長 ありがとうございます。

最初の合理的な配慮のところでは、適切事例、不適切事例をどれだけ積み上げて、実は個別具体のところでは、当事者にとっては差別が解消するなんていうことよりは、多分さらに多くの課題を抱えるのかなと。同じように、「親亡き後の支援」と、さらっと言いますが、随分残酷な言葉ですよね。「親亡き後を考えろ」って。そうでなければ子供たちが生きていけないという課題が突きつけられているというのは。随分前から、この「親亡き後」という言葉を私たちは使いますが、やっぱり残酷かなという感じもいたします。

さて、パブリックコメントを読んだときに、日本では、パーソナルアシスタントだとかダイレクト・ペイメントといったような、ヨーロッパでは既にかなり当たり前になっているシステムの議論がほとんど乗っかってこないんですよね。入所か地域か。そこを組み立てていく新しい支援の仕組みの議論って、あんまりないですよね。不思議だなと思いました。「時期尚早」という声も時々聞きますけど、本当に時期尚早なのかなと。もうそろそろ議論して組み込んでもいいのかなと。そんなことも、ぜひ皆様方のご意見を賜りたいというふうに思います。

さて、ここに少し時間をかけ過ぎましたが、申し訳ありません。

では続いて、報告事項の(1)ですが、「令和4年度障害者支援局施策の概要につい

て」。お願いいたします。

○高橋障害者政策課長 それでは、資料3をご覧ください。ページでいうと12ページになります。よろしいでしょうか。

少し細かい数字と文字が並んでおりますが、こちらのほうが、障害者支援局の施策の体系図になります。今回、施策の体系図に予算を追記してございます。右側に令和3年度と4年度の当初予算を記載してございます。右上のところの二重枠に記載のとおり、障害者支援局関係の令和4年度の当初予算、一番右上になります。240億1,202万5,000円でございます。これは、令和3年度と比較すると約12億8,500万円の増、割合でいいますと106%となっております。

このうち、令和4年度の新規の事業といたしましては、県立の富士見学園の民営化に伴う施設整備事業や、医療的ケア児等に対する総合支援事業などもございますが、主要事業については、この後順に資料により説明いたします。

資料14ページをご覧ください。

資料4です。「障害のある人への心づかい推進事業費」についてです。

こちらのほうは、障害を理由とする差別を解消するため、引き続きヘルプマークの普及、あるいは声かけサポーターの養成、あるいは合理的配慮の理解促進に取り組んでいただいている団体等への助成などを行っております。

来年度の新規事業、新しい取組といたしましては、一番下の枠に記載がございまして、民間事業者に対する合理的配慮の提供の理解を促進していただくために、実践事例を含めた制度啓発用のツールの作成、あるいは民間事業者向けの出前講座を開催するなど、周知・啓発に取り組んでいくこととしております。

続きまして、次の事業になります。15ページをご覧ください。

裏面になりますが、資料5の「県立富士見学園の民営化」についてでございます。

富士見学園につきましては、民間の創意工夫による支援の充実を図るため、昨年8月に民営化に向けた移譲先法人の公募を行い、12月に選定委員会を開いて、審査の結果、社会福祉法人あしたか太陽の丘を移譲先法人として決定したところでございます。

民営化後は、学園の施設を、現在の富士市から法人本部のある沼津市へ移転・建替えいたします。このため、一番下の(4)の「スケジュール」のとおり、令和4年度につきましては、移譲先法人におきまして施設整備に必要な測量、設計・造成などを行なって、令和5年度に建築工事を含む施設整備を行うというスケジュールになっております。

そして、令和6年4月からの民営化を目指し準備を進めていきたいと考えております。

次に、16ページ、資料6をご覧ください。

こちらは、「障害者就労総合支援関連事業費」についてです。

これまで、県におきましては、障害者働く幸せ創出センターを拠点にいたしまして、就労支援のほか、ふじのくに福製品の「一人一品運動」の推進、あるいは工賃向上に向けてオンライン販売による販路拡大などを行ってまいります。

来年度の新たな取組をゴシックで記載してございますが、一番上の枠の、オンラインを活用した商談会の実施を考えております。こちらのほうについては、ビジネス機会を創出するため、新たに民間事業者と就労支援事業所のマッチングを行ないたいというふうに考えております。

また、その下の「一人一品運動協力隊の企業等への展開」につきましては、これまで主に県職員等に対して呼びかけてきました一人一品運動協力隊の取組を、民間企業の皆様にも働きかけて、広く展開をしていきたいと考えております。

また、ゴシックではありませんけど、その下の枠に「オンラインによる販路拡大」ということで記載がございますが、こちらのほうについては、今年度、福製品のオンライン販売に参加していただいた就労支援事業所の売上げが大きく増加するなど、大変好評であったことから、来年度も引き続き、現在のポータルサイトであります「しずおか・エールマルシェ」の運営を継続いたしまして、参加事業所を20から40に倍増して取り組んでいくこととしております。

続いて、17ページは担当が替わります。

○石田障害福祉課長 17ページをお開きください。障害福祉課関係につきまして、障害福祉課長の石田から説明をさせていただきます。

資料7、「在宅重症心身障害児（者）への支援」についてであります。

在宅の重症心身障害児（者）に対して、身近な地域でサービスが受けられるよう、支援を充実する必要があります。このため、令和4年度におきましては、（2）に記載のとおり、「在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成」により、平成29年度から、短期入所の受入れ可能な医療機関を増やす取組を進めてまいりましたが、新たに医療型の短期入所を実施する医療機関が通所事業所等の職員を受け入れる経費を助成することにより、日中の療育機能を強化する取組をモデル的に実施するものです。

次に、「在宅重症児者対応多職種連携研修事業費」では、令和3年度と同様に、医療

及び福祉の専門職が連携方法等を習得する研修会を8圏域で開催するほか、多職種チームの連携による課題解決のための実践研修を4圏域でモデル的に実施いたします。

その下の「在宅重症心身障害児（者）療育支援事業費」では、各地域の施設職員等によりまず巡回相談や個別の療育指導、施設支援を引き続き行います。後ほど説明いたしますが、来年度は新たに医療的ケア児等支援センターも設置することになりますので、センターとの連携もこちらで進めてまいりたいと考えております。

18ページをご覧ください。

資料8、「医療的ケア児等への支援」についてであります。

昨年9月に施行された医療的ケア児支援法により、医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職を防止し、安心して子供を生み、育てることのできる社会の実現のために、都道府県の責務として、相談体制の整備、支援人材の確保、広報・情報提供などが定められました。

本県では、相談体制の整備に係る取組といたしまして、新たに医療的ケア児等支援センターを設置いたします。運営は、公益社団法人静岡県看護協会へ委託しまして、看護師資格を有するスタッフを2名配置する予定であります。場所は、静岡総合庁舎内で、7月の開始を予定しているところであります。支援センターでは、「どこに相談すればよいのか分からない」といった当事者家族や支援者からの相談や、広域的な支援を必要とする相談などを受け止め、医療、保健、福祉、教育などの関係機関、市町担当課と連携して対応していきます。

もう1つ新たに、広報や情報提供の項目の部分の事業で実施することになります。「広報・情報提供」のところですが、高校生を対象とした講義や、当事者家族等への説明会・相談会を新たに実施します。

1つ上の中間のところにあります「人材の開拓・養成」では、従来からの取組としまして、看護従事者・介護従事者、医療的コーディネーター等について、従前の規模を拡充して保育所や学校等にも参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

一番下の開所のスケジュールですけれども、3月末までに、各市町の支援窓口や、医療的ケア児を受け入れる施設や医療機関など、支援機関の情報をリスト化しているところです。4月以降に、センターがリスト化した支援機関を訪問して、それらの関係機関との連携体制を構築し、地域の支援機関との連携の下に、医療的ケア児やご家族への適切な支援を図っていくこととしております。それらの準備が整い次第、相談開始は7月

頃を想定しておりますが、できるだけ早く開始できるように努めていきたいと考えております。

障害福祉課からは以上です。

○森下精神保健福祉室長 精神保健福祉室長の森下と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、資料の19ページ、資料9の「自殺総合対策事業費」について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に伴いまして、経済不安や外出自粛などの影響により、心に不安や悩みを抱えた方が増加する懸念がございます。そのため、より一層自殺対策を強化する必要があると考えております。

県におきましては、第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画に基づきまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した施策を推進しておりますが、令和4年度につきましては、資料19ページの(2)「事業概要」にございますとおり、まず県におきましては、様々な相談窓口の設置、ゲートキーパーの養成などの人材養成、災害時における自殺対策、県民に対する情報発信などの各種取組を行います。また、市町が行います自殺総合対策への助成を行なってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、依然として自殺のリスクが高まることが懸念されるため、令和2年6月よりLINE相談の通年実施を行っておりますが、令和4年度も継続して通年実施を行ないます。

また、(2)の表の一番上の「情報発信強化」の新規事業でございますが、昨年7月に、県民評価者の皆様から県の施策についてご意見をいただく施策レビューが行なわれまして、その際、改善提案として「県の各種相談窓口の情報が県民になかなか届いていない」といったご指摘がございました。「こういった相談窓口の情報を得やすい環境の整備のためにSNSを活用したらどうか」。また、「県民の皆様一人一人が身近な方のSOSのサインに気づけるように周知することも必要である」といったご意見もいただきましたことから、令和4年度の新規事業といたしまして、相談窓口やSOSのサインへの気づきに係る動画を作成しまして県のホームページで周知するとともに、YouTubeなどのウェブメディアを活用し、動画広告により若年層を中心に幅広い世代に向けての情報発信を強化してまいります。

なお、令和4年度には国の自殺総合対策大綱の改定が予定されておりました、その改定を踏まえた第3次の自殺総合対策行動計画を策定予定でございます。

私からの説明は以上であります。

○高橋障害者政策課長 改めまして、障害者政策課から、資料10、20ページについてご説明いたします。

資料10につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策関連事業」についてでございます。

これは、新型コロナ感染症対策のため、障害福祉サービス事業所等による感染拡大の防止対策について、今年度に引き続き支援をするというものです。事業の内容は、(2)に記載のとおり、上の表になりますが、入所施設あるいはグループホームにおきまして、感染の疑いのある利用者を隔離するための多床棟の個室化、あるいは居室の簡易陰圧装置、あるいは換気設備の設置について助成を行ないます。

また、下の枠になりますが、事業所等で感染が発生した場合に、施設の消毒・清掃、あるいはマスク・消毒液等の衛生用品の購入などを、通常時は想定されないかかり増し経費として助成いたします。さらに、職員不足に対応するため、他の事業所から応援職員を派遣する場合についても助成の対象としているところでございます。

最後に、資料21ページ、資料11になります。

「介護・障害福祉職員処遇改善事業費」でございます。

こちらのほうは、国の経済対策に基づきまして、介護職員及び障害福祉職員を対象に、収入の3%程度、こちらは1人当たり約月額9,000円の賃金の引上げ相当額になりますが、こちらを3%引き上げるための措置を実施するものでございます。

対象の期間につきましては、(2)にございますが、令和4年の2月から9月までで、この間は国庫補助事業として助成を行って、その後、10月以降は報酬改定によって措置をされるという予定でございます。

対象の事業は、障害福祉サービス等の指定を受けている事業所のうち、処遇改善加算などを届出していることが要件となっております。

申請手続につきましては、ちょっと記載がございませんが、4月に各事業所の皆様から県へ計画書を提出していただき、県で内容を精査の上、6月頃から国保連経由で各事業所へ支払いをするという予定になっております。

説明については以上です。

○増田会長 ありがとうございます。県の事業についての詳細をお話しいただきました。

さて、ランダムに、どこでもよろしいのですが、お気づきの点があればご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご発言はございませんでしょうか。

○大石委員 県の発達障害者支援センターが2つに分かれてちょうど2年が経ったかなと思いますが、時間があるようでしたら、東部と中西部の予算規模の比較とか事業概要みたいなことを少しご説明いただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○石田障害福祉課長 障害福祉課長の石田です。よろしくをお願いします。

発達障害者支援センターの予算規模などですよ。

発達障害者支援センターにつきましては、事業を開始してから5年間、債務負担行為ということで年次計画を立てて予算化しておりますので、基本的には毎年度、予算的には決まったものが措置されるという形になっております。令和3年度と4年度を比較しますと、基本的には運営費に関してはほぼ同額が措置されているところです。

若干それに上乗せして、研修事業や、ピアサポート、ペアレント・メンターといった上乗せ事業がありまして、例えば、東部の発達障害者支援センターのほうが研修事業などを主に担っている主たる事業所的な位置づけをしているものですから、研修事業がついていたりというような形で、若干の差異はありますが、基本的にはそんな形で前年並みのものは確保されているところです。

○大石委員 東部の県民も中西部の県民も同じ県民ですので、同じような県民へのサービスじゃないですけども、支援をしていただいていると思うんです。その辺の概要の違いがあるのかとか、その辺はまあ特徴ということもあるのかもしれませんが、教えていただければと思います。

○石田障害福祉課長 発達障害者支援センターにつきましては、県民の方に対する相談支援が主なところですけども、東部発達障害者支援センターのほうが、先ほど言いましたとおり、研修事業など、全県を対象としたものを主に担っているようなところがあるものですから、そちらのほうが主体になって研修などはやっているというところがございます。

中西部のほうに関しましては、各圏域の各市町村の資源を調査して、それに基づいて支援体制を構築していくというような取組などもしております。それぞれ同じ相談支援機関ではあるんですけども、それぞれ得意な分野を担っていただいている部分が若干違うところもございます。

○大石委員 少し前まで県の発達障害者支援センターと関わりを持たせていただいていた

たので、非常に興味を持って見ているんですけど、今お話を聞いていても、内容的には違いがあるのかなという感じがしました。またその辺の整合性というか、必要なものについては整合性を取っていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それから、今回の計画なりパブリックコメントの中にも発達障害者支援地域協議会が出てくるわけですけれども、ちょっと県のホームページを見ましたけれども、そういうものがあるというのは分かりましたけど、ちょっと内容とか、どういったことをされているのかというのが見つけられなかったんです。僕の調べ方が悪いのか、その辺は詳しく公表されていないのか、教えてください。

○石田障害福祉課長 ありがとうございます。障害福祉課長の石田です。会議自体は非公開にはなっておりませんので、会議録等についてはホームページに掲載されているところであります。また改めて、ご提供させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○増田会長 ありがとうございます。

大石先生のご意見に云々ということはないんですが、私はセンター事業というのは、それぞれの地域特性を持ちながら、それぞれのセンターの理念や方針で、ある面個性的といえましょうか、独自路線を1つ形づくるのも大変重要なのかなと。東部と中西部と、それぞれがそれぞれの問題意識を持って取り組んでいる。そこのところは、やっぱり評価をしていきながら、お互いに情報共有をしていく。あるいはお互いの基盤をどうつくっていくのかという議論がそこで活発になされていく。その辺が本当に県にとっては大事かなというふうに思っています。

ご質問くださいますありがとうございます。時間的な制約がありますので、申し訳ありませんが、次の報告に移りたいと存じます。

報告事項の(2)です。「第5期静岡県障害福祉計画及び第1期静岡県障害児福祉計画の進捗状況」。よろしくお願いたします。

○上原障害者政策班長 障害者政策課障害者政策班長の上原です。よろしく申し上げます。

資料の22ページ、資料12をご覧ください。

「第5期静岡県障害福祉計画及び第1期静岡県障害児福祉計画の進捗状況」についてご説明いたします。

今回、令和2年度の実績について報告しますが、令和2年度につきましては、全計画

の最終年度ということになりますので、計画全体の結果の報告ということになります。

まず初めに、成果目標のうち、1の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてです。

(1)の「施設入所者数の減少」につきましては、平成28年度時点の3,427人から、令和2年度時点で3,312人、115人減少を目標としていましたが、実績としましては3,408人ということで19人の減少となっております。

(2)の「入所施設からの地域移行者数」につきましては、平成29年度からの4年間で累計309人を目標としておりましたが、実績としては241人とどまっております。

本県におきましては、この協議会でもたびたびお話に上がりますが、入所希望者が増加していることに伴いまして、入所の待機者数も年々増加している状況です。そのため、入所施設のほうから、地域移行者数——今回の実績でも241人地域移行しておりますが、その後に希望者の方が入所を利用するという一方で、入所者数の減少にはつながっていない状況となっております。

また、もう1つの要因としましては、平成18年の自立支援法以降、入所施設からの地域移行を進めていく中で、現在入所を利用している方というのは基本的にはほとんどの方が重度の方ですから、なかなか地域移行につながりにくいという状況もございます。県としましては、真に入所での支援が必要な方が入所を利用することができるように、今回のプランでも書いたんですけれども、引き続き、地域移行後の主な居住先となるグループホームや日中の場となります生活介護事業所の計画的な整備を進めていきたいと考えております。

一方、前回の会議のときに池谷委員からご意見がありましたが、「入所施設を増やすというのはどうなんだ」というところがありまして、こちらのほうでも「埼玉県に事例があるよ」ということで確認をいたしました。実際に、ここ数年で入所の枠を増やしているということが分かりましたので、うちの県としましても、国のほうの考え方等も確認しながら、そちらの選択肢も含めて今後は検討していきたいと考えております。

続きまして、23ページをご覧ください。

3の「地域生活支援拠点等の整備」でございます。

こちらは、先ほど大石委員のほうから「地域生活の支援を」ということで、「重点的に」というご意見をいただいたんですけれども、今の国の施策の流れの中で、先ほどの親亡き後もそうですし、重度の方の地域生活の支援を担う機能として、今地域生活支援

拠点等というのを各市町で整備を進めているところでございます。

第5期計画におきましては、令和2年度末で13か所以上という目標に対して実績で13か所ということで、ある程度計画どおりに整備が進んでいる状況でございます。

しかしながら、地域生活支援拠点等に求められております5つの機能がございます。相談機能と緊急時の受入れ・対応、体験の機会一般の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの機能を求められておりますが、うちの県内の拠点につきましては、この機能の一部でとりあえず立ち上げて動き出しているというような状況でございます。まずは看板を掲げて、やりながら充実させていくということで、県としましても、他県等の好事例等を市町のほうに情報提供するなどにより支援をしていきたいと考えております。

続きまして、4の「福祉施設から一般就労への移行」になります。

このうち(1)ですね。「福祉施設から一般就労した人の数」で、目標人数は、令和2年度の1年間で633人に対して、実績としては412人となっております。

一般就労移行者数につきましては、これまでは、若干ではありますが、ずっと実績としては増加傾向であったんですが、今回、令和2年度に初めて減少という形の数字になりました。参考に、令和元年度は492人だったんですけども、今回、令和2年度は412人という結果となっております。

要因としましては、やはり新型コロナの影響で、実際に企業側が求める人材の中で、在宅就労、オンライン対応を必要な要素として求めてくる事業所が増えてきているということで、なかなか就労移行支援事業所のほうも、その中身に対応するような、ちょうど過渡期というか、そういう形で、ちょっと令和2年度に結びつかなかったのではないかというふうな話も聞いております。

あとは、就労移行支援サービス自体が原則2年間という有期限のサービスなものですから、「なかなか利用者の確保などが難しいよ」というのが現場の方からよく聞かれます。安定した運営ということを考えたときに、ほかのサービスと比べてちょっと難しいというお話を聞いているものですから、障害のある方に特化した就労訓練を提供する場がありますから、安定的な運営のための支援について、県としても、国等にその報酬の評価等で働きかけていきたいと考えております。

成果目標については以上となります。

25ページをご覧ください。

「活動指標」ということで、サービス量になります。いろいろポイントはありますが、主なものについて説明したいと思います。

「日中活動系サービス」のほうで、「就労移行支援」につきましては、先ほど一般就労のところでも話が出ましたが、目標値1,162人分に対して、実際は879人の利用、76%ということで、利用が目標をかなり下回っております。

「就労継続支援（A型）」につきましても、5期を確定する前の年までは、結構ずっと大きな伸びで来ていたものですから、各市町も結構伸びるといって目標値を立ててきたんですけれども、2,499人に対して実績は2,017人分で約8割ということで、A型につきましては、平成29年度でしたか、報酬の関係の厳格化がされて、ちょっと取扱いが変わったタイミングがありまして、そこでちょっとA型事業所自体が増えなかったタイミングがあったので、そういう影響等を受けまして、令和2年度時点では目標値まで行かなかったところがございます。

他方、就労B型につきましては、これもかなり伸びる見込みで市町のほうも数字をつくっていたんですが、7,366人分に対して8,021人分ということで、約1割超の利用者となっております。

あと、特徴としましては、次の短期入所です。「福祉型短期入所」「医療型短期入所」につきましては、これはもう明らかに新型コロナの影響になりますが、サービス利用者自体が利用を控える点もありますし、入所施設に多くは短期入所はありますが、施設の感染防止対策の一環ということで、入所の利用の制限等がかかった部分もありまして、かなり数字としては落ちている形になります。

あとは、「障害児通所支援」へ行っていただいて、「放課後等デイサービス」が、こちらも年々増加をしておるんですが、かなり増える予定で計画を立てていたのですが、それよりさらに上回る形で、8,065人分を見込んでいたところ8,931人分ということで、これも約1割超になります。ただ、放課後等デイサービスにつきましては、利用のほうは十分なんですけれども、質の課題がかなり言われております。預かりだけしているとか、短時間だけ預かっているとか、そういういろんな状況があるものですから、今国のほうで障害児施策について、ちょうど見直しを進めております。次の報酬改定において、この放課後等デイサービスの中身についてもかなり改正がかかる見込みになっておりますので、そちらの動向を県としては注視していきたいと考えております。

簡単ですけど、説明は以上になります。

○増田会長 ありがとうございます。ポイント、ポイントを押さえてご説明をいただきました。

いかがでしょうか。進捗状況、あるいは実績報告ということになります。ご意見等ございませんでしょうか。

○池谷会長代理 県福祉協会の池谷といいます。少し教えてください。

グループホームに移行したというところで、地域に移行したという数値が出ていたと思うんですけど、それはやっぱり入所の施設、障害者支援施設からグループホームという形態のところに移行した人の人数がそれだけですよということなんですかね。自分が知っているところで、あえて名前は言いませんけれども、山奥にあるグループホームがあるんですね。それも入所の施設があって、その隣にあるグループホーム。そこに移ったのもカウントしているとなると、「何かこれ、本当に地域移行なの？」って思いたくなっちゃうもので。

そうすると、定義というのがどうなっているのかなというふうに、すごく疑問に思うので、そのあたり、国がそういう出し方、「数値のカウントの仕方はこうしろ」という、何かあれがあるんですかね。それとも県独自の数え方ですかね。その辺、ちょっと教えていただければありがたいです。

○上原障害者政策班長 はい、ありがとうございます。

統計の取り方につきましては、国が全国調査をかけるものですから、基本的にその様式に従って県のほうも照会をかけております。今、池谷委員のおっしゃったように、実際の状況等はこちらのほうも踏まえておりませんで、障害の入所施設からグループホーム、もしくはアパート等の一人暮らし、もしくは在宅等、行き先が何種類かあるんですけども、そこに移行した方の人数という形で数字を計上しております。

○池谷会長代理 ありがとうございます。何かちょっとおかしいなと思うんですけど。

○増田会長 グループホームの本来の在り方からすると、今おっしゃる池谷様のご指摘は的を射ているかなと思います。県としての統計処理としては国の基準にしたがってというところ。

では、実はもう1つ大切な報告、議題がございますので、申し訳ありませんが、そちらのほうに移りたいと思います。

本日、2つの協議会が重なっておりますが、2つ目のほうの協議会に係るテーマであります。「静岡県障害者差別解消条例の改正に向けた取組について」ということで、事

務局からお話しをいただいて、皆様方のご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○上原障害者政策班長 引き続き、障害者政策課、上原のほうから説明させていただきます。

資料の28ページ、資料13をご覧ください。

「静岡県障害者差別解消条例の改正に向けた取組について」でございます。

このうち、1の「概要」と2の「法改正の概要」につきましては、7月の協議会のときに状況を説明させていただきましたので、3の「対応方針（案）」の部分から説明させていただきます。

資料の29ページをご覧ください。

国のほうの動きになります。 「障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール」ということで、この中で、ちょうど真ん中ぐらいになります。令和4年度の夏頃に、今国のほうで、差別解消法に関する基本方針という国が出しているものがありますが、それを今回の改正法バージョンに改正するという予定になっております。その中で、今回の民間事業者さんに対する改正の部分がどれぐらい細かく書かれてくるか分からないのですが、国の基本方針が夏に出ることが示されたものですから、県の条例改正につきましても、国の基本方針の改正案を踏まえた上で中身の検討に入る予定でございます。

もう1点、30ページをご覧ください。

条例改正を進めるに当たりまして、7月のときに一度ご説明しましたが、各障害福祉関係の団体の皆様に、まずはご意見、ご要望を伺うということで、1月から2月にかけて、障害福祉関係の団体の皆様にアンケートと合わせて意見交換の機会を設けました。その中でいろいろいただいたご意見について、主なものを今回資料にまとめさせていただきました。

ちなみに、アンケートと意見交換を実施した団体の皆様の一覧につきましては、31ページのほうに参考でつけさせていただきます。

意見交換のほうは、自分も全部参加させていただいたんですけども、ほとんどの団体の皆様から、「やはり障害の理解がまだまだですよ」という形でご意見をいただいています。合理的配慮等々の説明をするに当たっても、「そもそもの障害自体の理解がある程度なければ、合理的配慮を説明してもなかなか伝わらないよ」と。おっしゃるとお

りだなど思いましたが、そういうこともありまして、今回の法改正に合わせて、条例改正の周知ということに合わせて、引き続き、これまでも障害理解については障害者支援局の重要課題として取り組んできたところではありますが、さらにこのタイミングを生かして、重点的に障害理解についても広げていかなければならないというふうに考えております。

「共通意見」の中の3番目ですね。「合理的配慮、障害者差別の事例集の作成」の中にも書いてあるんですけども、今回自分が意見交換をしている中ですごく印象的だったのが、自分の関係する障害のことはよく分かるんだけど、そうじゃない障害のことは逆に自分たちも分からないと。障害の当事者団体としては、障害理解を進めていくという話に当たって、「まず自分たちがほかの障害を理解しなきゃいけないね」というご意見をいただいた団体様もありまして、県としましては、一般の方だけではなくて、どういう形で普及啓発していくかにもよるんですけども、ほかの障害の理解を含めた形で取組を進めていきたいと考えております。

32ページをご覧ください。

こちら、条例改正に当たって、今回民間事業者に対して「合理的配慮が義務化になるということで、アンケート調査をやる予定です」というご説明をしていたんですけども、コロナの関係で、なかなか民間事業者さん側が普通の状況じゃないというか、新型コロナで追われている状況でアンケートをかけてもどうなのかなというご意見もいただいていたものですから、来年度に入って、新型コロナが収束して、経済活動がある程度正常化した時点で、民間事業者の皆様に対して、障害者差別解消法との関係の認知度ですね。どれぐらい理解されているかと、あとはあわせて差別解消に関する具体的な事例がもしあったらということで、そのアンケートの中で収集したいと考えております。

対象としましては、こちらは予定として書いてありますが、特に接客を伴う商業、交通の業種を中心に、障害者差別解消県民会議にご参画いただいている各業界団体の皆様にご協力いただいて、インターネットによるWEB調査により実施したいと考えております。

私からは以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

差別解消法の改正を踏まえた差別解消条例の改正。ご説明のとおりですが、ご意見をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○小倉委員 静岡県聴覚障害者協会の小倉です。私たちの団体もアンケートにお答えしたんです。ちょっと名称が漏れていますけれども、ご確認をお願いしたいです。

多分ですね、アンケートの回答団体なんですけれども、6の「視覚障害者」じゃなくて、そこが私ども「聴覚」なのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。ちょっと調べていただきたいです。

○事務局（深澤） すみません。担当の深澤ですけど、また確認させていただきます。申し訳ございませんでした。

○小倉委員 よろしくお願いたします。

○事務局（深澤） はい、ありがとうございます。

○増田会長 それでは黒岩様、よろしいでしょうか。

○黒岩委員 人権同和対策室、黒岩と申します。県の人権啓発センターと二枚看板でやっております。

今、差別解消法の条例改正ということでお話がありまして、合理的配慮の義務化というようなお話もありました。冒頭で、増田先生のほうから、パブコメをご覧になった感想としてコメントがございまして、障害者のためのものなのか、それを取り巻く市民のための施策なのかという観点からのコメントがあったと思うんです。先ほど事務局の上原さんのほうからも、障害に対する理解の促進というところが、この条例改正に向けての大きな1つの課題であるというようなお話もございました。

その点に関しては、私、人権啓発センターの一担当としても全く課題としては同様だなというふうに思っております。これだけ多岐にわたる障害者政策体系で様々な事業が展開されていて、これはもちろん障害者・障害児に対する個別の施策が山ほどあって展開されていくわけですけども、もちろんこの効果を上げるのは、それを取り巻く企業も含めて、当然県民の理解がなければ実効性を担保することはできないと。これは私どもも常々思っている話です。

県民に対する理解の促進というところは、それぞれの県庁の担当課でも、障害も含めていろんな分野があって、児童、高齢者、男女共同参画とかありまして、それぞれの担当課のほうで施策は展開しているんです。県民に対する様々なそういった課題。「人権課題」というふうに言ってもいいかもしれませんが、その理解の促進が、それぞれの担当課のほうでも一生懸命やられていて、私ども人権啓発センターでも、総論的な、横串を刺すというほどの立派なものでもないんですが、展開していると。それは、それ

ぞれ県の担当課レベルでもやっているし、人権啓発センターでも別にやっているということで、ひょっとすると、その辺の県民に対する理解促進のための啓蒙・啓発というものに対して、県としては本当はもうちょっと一枚岩になって展開していく必要があるのかなというふうに、先ほど来お話を伺っていて感じた次第でございます。

ですので、今回のこの障害者差別解消条例の施行に向けても、現に今私ども人権啓発センターにも、人権啓発指導員という方がお2人、これは小中学校の、現在は校長先生のOBですけれども、出前人権講座というもので、様々なところへ出向いて、市町の職員しかり、企業、それから各種団体。いろんなところへ出向いて、障害をテーマにしてこういった出前人権講座で、差別の解消、理解促進に向けた活動を行なっておりますので、そういったところとも、ひょっとすると、県庁の各担当課とも連携して、限られた予算の中で、より実効性のある県民の方々への理解の促進の取組という余地がまだまだあるのかなというふうに感じた次第でございます。

○増田会長 ありがとうございます。一枚岩だとか、あるいは連携。大変重要なところだと思います。

西尾先生、差別解消法の改正、条例の改正。何かコメントをいただけましたらうれしいのですが、いかがでしょう。

○西尾委員 弁護士の西尾です。

そんな意見なんていう大層なものじゃないんですけれども、障害のある方同士でも、パーソナルな、「ほかの障害に対する理解が自分がないところもある」というお話もあったんですけれども、同じ障害を抱えている中でも、その方が求めているものというのはやっぱり違うかなと思いますので、例えば今後事例をつくるときにも、「こういうときにはこうすれば正解」というものではなくて、「例えばこういう対応が考えられる」というのを複数入れていただくと参考になるかなと。合理的配慮というのも、1つだけではないというか、障害の先には人権というのがありますので、人権に対する配慮というのが、答えがあるものではないというのを前提に、何か事例集をつくっていただけるといいなと思いました。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。本当に答えがないところで作らなきゃいけないという難しさと同時に、またつくらなければならないというのも1つの大きな課題かなと思います。

○西島委員 県教育委員会教育政策課人権・教員育成室長の西島でございます。いつも大変お世話になっております。

今、皆様のご意見、それから「障害に対する理解」がというようなお話を受ける中で、私どもも、私たちの課、それから関係課。教育委員会でいろんな研修会をやっておりますので、そういうところでも今進めてきているところではございます。やはりこの改正を受けまして、今後さらに、関係課、それから担当課の皆様と連携を強固にいたしまして、今お話のあったように、様々なことに対応できるように、やはり工夫した研修をさらにしていきたいというふうに考えています。

それから、子供たちへの指導も大変工夫が必要です。私たち、いろんな方に協力していただいて「人権教育の手引き」というようなものも作成しておりますので、先生方全員に配付をして、そして子供たちにどんなふうに指導していけばいいんだろうかということで、今年度の資料には、パラリンピックを題材にして共に生きる社会を考えていこうということで、県の特別教育支援課のほうとも連携した資料等もつくりながら、様々な人権についての内容について、子供たちとも考えているところではございます。さらに黒岩室長様もおっしゃってございましたけれども、私たちだけの力ではやはりなかなか足りないところもあるので、今後もそういった連携ということも強く意識してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○増田会長 ありがとうございます。

この最後の議題で、何かご発言ございますでしょうか。小倉様、どうぞ。

○小倉委員 小倉と申します。2つあります。

1つは、こちらの第5次障害者計画の中の50ページ。矯正施設についてのくだりがございます。先般の会議で「知的障害の人だけではなくて、聾もこのことについて困っているので、一緒に考えてください」というようなお話を申し上げました。県の事務局からのご回答では、「精神だけではなくて全ての障害者のための内容である」というふうにご回答いただきました。でも、今見ると、やっぱり精神なんです。精神のところそのまま掲載されている。この計画は、精神だけに対応するものなのか、全ての障害者のものなのか、一体どちらでしょう。聾の人も、実は矯正というのが必要なケースがございまして、一体どこに相談に行ったらいいのか。そのことについてお尋ねしたい。

例えば、その矯正の意味は、刑務所などに入って出所した後、その人たちはどんなふうにしていったらいいのか。私たちのところに相談に来たとしても、今のところどうし

たらいいかというような対応がなかなかできかねております。ここのくだりが、精神だけではなくて全ての障害者に対応するものかどうか、改めてお尋ねをいたします。

それからもう1点。これとは全く別なんですけれども、特別教育支援課に対する質問になるかと思うんですけれども、実は県内のある市で、「公務員に挑戦できます」というような、その条件が高校卒業ということでした。特別支援学校の高等部を卒業した子が挑戦しようとしたら、「条件に合わない」と言われました。それで相談に来て、「え？」と驚いたわけなんですけれども、聾学校を卒業した若者がですね、ある市の試験を受けようとしたら「条件が合わない」と言われた。それは、「学校教育法の中で『特別支援学校の高等部は高校卒業ではない』と書いてあるから、特別支援学校である聾学校の高等部卒業でも試験はできません」というふうに断られたということなんです。私はちょっとそれは「え？なんで？」と思っています。親もみんな、聾学校に入ったときに、そのように「高卒ではありませんよ」というような説明は受けてないはずなんです。特別支援課の皆さんは、そのことについてお分かりになっていると思うので、説明をお願いしたいです。

○増田会長 ありがとうございます。

1点目のほうは、多分これは構成だと思うんですけど。ページの構成ではなかったですか。

○上原障害者政策班長 障害者政策課の上原です。1点目の矯正施設の関係の部分について、ご説明いたします。

すみません。こちらは単純に並びが(3)の「精神障害のある人の地域移行の促進」の後に(4)とあるので、精神限定というふうにちょっと勘違いされてしまったんだと思うんですけれども、あくまでも矯正施設退所障害者等の障害のある方については、障害種別関係なしです。制度的には。

ただ、考え方としては、それまで福祉サービス等につながっていない方を福祉につなげるというのが一番大きな目的なものですからご承知おきください。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

では、2つ目の質問。伊賀先生、よろしいでしょうか。

○伊賀特別支援教育課長 教育委員会特別支援教育課の伊賀です。

先ほどの、特別支援学校高等部の卒業の扱いについてですけれども、特別支援学校、

特に聾学校や盲学校等もそうですけれども、いわゆる高校の教育に準ずる教育課程で実施をしている学校については、ほぼ高等学校と同等の卒業の扱いという形になろうかと思えます。そうありますので、大学の受験資格等もありますし、例えば就職の際なんかも新規の高卒扱いというような形にはなっておりますが、その点について、私どもも少し曖昧になっているところもあってですね、文部科学省のほうにも改めて確認をいたしました。就職試験なんかの受験資格等で「高校卒業」というふうに書かれていた場合については、「正式にはやはり高校卒業ではなく特別支援学校高等部卒業という形になるので、それで区別をされてしまうことはあるかもしれない」というような回答でございました。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

小倉様には、少し今の文科省の見解が不本意だなというふうにお思いになるかもしれませんが、基本的には……

○小倉委員 小倉です。

そのすみ分けがあることを初めて知りました。全国の聾学校に在籍している子供たちなんかは、それを知っているのかどうなのか。皆さん学校を卒業した後、公務員になりたいとか企業に入りたいとかという場合、そこですみ分けされないように周知していただきたい。「高校卒業の資格も得られないんだったら聾学校なんて入らない」という子供たちが増えたりすると困りますよね。ですから、やはりそこは平等に扱っていただきたいし、市町へきちんと周知もお願いいたします。

○増田障害者支援局長 障害者支援局長の増田です。

先ほどの件につきましては、特別支援学校高等部であるとか、盲（＝視覚特別支援学校）・聾（＝聴覚特別支援学校）の場合、高卒に該当しないと。それは学校種別ごとに卒業が認定されるからということでもありますけれども、実際の採用に当たっては幅広く間口を広げていただきたいと。例えば、静岡県では卒業を必ずしも条件にしていらないということもございますので、各市町のほうにも、そうした内容で依頼の周知をいたします。そうした中で、多くの障害のある方々が希望する職に就けるように、そのようなお願いもしておりますので、先ほどの事例も含めて、まだまだ広がっていないところは県としてもしっかり働きかけていきます。よろしくお願いいたします。

○小倉委員 小倉です。よろしくお願いいたします。

○増田会長 それでは、大変大事なご質問等が出ましたので、あえて、時間が過ぎていても、私のほうは意見交換をさせていただきました。ありがとうございました。

様々なご意見の中で、例えば今朝方なんかは、ネットをふと開けると、福岡では、障害のない子供さんと障害のある子供さんの名列表が分離していたというようなことが出ておりました。この感覚がまだあるんだなというふうにも思いますし、「女性」と「男性」という表記は、多分今一般的には、それのみで考えるということはないだろうなど。でも障害の中にはそれがある。女性で障害があって同和問題といったようなことがあると、二重三重の差別を受けているんだということがこれまでもありましたので、そういう意味では、一人一人が本来の市民として享受すべき権利、あるいは暮らし。こういったものをどのように実現できるかというのは、私たちも、表記の中だけではなくて、やはりそこに表れてくる私たちの人権意識の課題というのは考えておかなきゃいけないのかなということも思います。

差別解消条例を制定するときに、たくさんの団体から「まだまだだ」と言われたけれども、それ以来「順次改定してまいります」というふうに、県のほうもそういった姿勢で臨んでくださいました。なお一層、これからこの条例を、生きた条例として、皆様方にご理解、あるいは活用いただけるようにしていかなければならないなということをお思います。

時間が押してしまいました。本当に申し訳ありません。では、私のほうの役目はこの辺で終えさせていただきますして、事務局のほうにお返しをいたします。長時間にわたりましてご協力くださいまして、誠にありがとうございました。

○増田障害者政策課課長代理 増田会長、どうもありがとうございました。委員の皆様、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見への対応につきましては、特に障害者計画への反映に当たりまして、表現等詳細な点につきまして、増田会長とご相談をさせていただいた上、対応させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。その後、県の中で、決裁等の手続きを経まして、4月から、今回ご提示し、ご審議いただきました第5次障害者計画をスタートさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。なお、新しい第5次障害者計画の冊子を作成しますが、出来次第、また委員の皆様方に配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、来年度も障害福祉施策

を着実に進めてまいりますので、引き続き、皆様方のご指導をお願いしたいと存じます。

また、途中、Webの回線が途絶えるなど、ご迷惑をおかけしてしまったことをおわび申し上げます。

それでは、本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。

午後 3 時22分閉会